

免許センターからのお知らせ

国外運転免許証の申請（発給）手続き

日本は、1949年に道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）を締結しており、条約締約国等（次のページに掲載）は、他の締約国が発給した同条約の附属書の様式に合致する運転免許証（以下「国際運転免許証」）を所持する者に対し、上陸の日から起算して1年間（ただし、当該国際運転免許証の有効期間内に限る。）、自国において運転することを認めることとされています。（ジュネーブ条約に基づき、日本で発給される運転免許証を「国外運転免許証」といいます。）

ただし、国（州）によっては、その国（州）の法令等により、同運転免許証で運転することに制限又は認められず、日本の国内免許証の提示を求められる場合もあります。

各国の実情等については、その国に所在する日本大使館又は領事館等にお問い合わせください。

なお、国外運転免許証は、その基となった国内の運転免許証が失効又は取消されたときは、国外運転免許証の有効期間内であってもその効力を失います。

申請場所	福島・郡山運転免許センター及び福島県内の警察署、分庁舎（福島・福島北・郡山北署の本署及び郡山署を除く）
受付時間等	月曜日から金曜日（祝日等を除く。） 運転免許センター・・・即日交付 9:00～11:30 13:00～15:30 警察署及び分庁舎・・・後日交付 9:00～12:00 13:00～16:00 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。
必要書類	○現に受けている日本の運転免許証 ○国外運転免許証用の写真1枚 （縦4.5cm×横3.5cm、無帽、正面、顔中心、無背景、6か月以内に撮影したものを準備してください。） ※令和4年5月13日から、縦4.5cm×横3.5cm、顔中心に変更されています。 ○海外へ渡航することを証明する書類 （パスポート又は渡航証明書等）
手数料	2,350円

ジュネーブ条約締約国等一覧
(令和3年9月7日現在)

ジュ ネー ブ 条 約 締 約 国	アイスランド	クロアチア	ドミニカ共和国	ベルギー
	アイルランド	コートジボワール	トリニダード・トバゴ	ボツワナ
	アメリカ合衆国	コンゴ	トルコ	ポーランド
	アラブ首長国連邦	コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ポルトガル
	アルジェリア	サンマリノ	ナミビア	マダガスカル
	アルゼンチン	シエラレオネ	ニジェール	マラウイ
	アルバニア	ジャマイカ	日本	マリ
	イスラエル	ジョージア	ニュージーランド	マルタ
	イタリア	シリア	ノルウェー	マレーシア
	インド	シンガポール	ハイチ	南アフリカ
	ウガンダ	ジンバブエ	バチカン	モナコ
	英国	スウェーデン	パプアニューギニア	モロッコ
	エクアドル	スペイン	パラグアイ	モンテネグロ
	エジプト	スリランカ	バルバドス	ヨルダン
	エストニア共和国	スロバキア	ハンガリー	ラオス人民共和国
	オーストラリア	スロベニア	バングラデシュ	リトアニア
	オーストリア	セネガル	フィジー	リヒテンシュタイン
	オランダ	セルビア	フィリピン	ルクセンブルク
	ガーナ	タイ	フィンランド	ルーマニア
	カナダ	大韓民国	フランス	ルワンダ
	カンボジア	チェコ共和国	ブルガリア	レソト
	キプロス	中央アフリカ共和国	ブルキナファソ	レバノン
	キューバ	チュニジア	ブルネイ	ロシア連邦
	ギリシャ	チリ	ベナン	
	キルギス	デンマーク	ベネズエラ	
グアテマラ	トーゴ	ペルー		
特別行政区等	香港	マカオ	アルバ	
	キュラソー島	シント・マルテン	ケイマン諸島	マン島
	ガーンジー	ジャージー	ジブラルタル	アメリカ合衆国の海外領土 (グアム、プエルトリコ等)